

令和2年度 第1回
水戸市男女平等参画センター運営委員会

日時 令和2年7月28日(火)

午後2時00分から

場所 みと文化交流プラザ 5階

水戸市男女平等参画センター 501・502 研修室

会議次第

- 1 令和元年度事業報告について
- 2 令和2年度事業計画及び予算について
- 3 水戸市男女平等参画センターの利用状況について
- 4 その他

水戸市男女平等参画センター運営委員会委員名簿

(50 音順)

氏 名	区 分	団体等名及び役職名
おおうち はるえ 大内 晴江	学識経験者	女性人材バンク
かわさき そう 川崎 爽	市民団体	R A I N B O W茨城
こいそ しげたか 小磯 重隆	学識経験者	茨城大学准教授
さくま さとし 佐久間 敏	行政機関	茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課 男女共同参画センター長
しかくら よしえ 鹿倉 よし江	市民団体	水戸女性会議
すずき りつこ 鈴木 律子	商工業団体	水戸商工会議所女性会
たやま ちあき 田山 千秋	市民団体	みと男女平等参画を考える会
なかやま かづみ 中山 一美	市民団体	水戸更生保護女性会
はかまつか れいこ 袴塚 禮子	女性団体	地域女性団体連合会
ふじかわ なお 藤川 尚	一般市民	一般公募
ほそや ともじろう 細谷 智二郎	地域団体	ふあいぶたうんコミュニティ
よねかわ ひさこ 米川 久子	市民団体	「水戸の女性史」をつくる会
わかまつ あきこ 若松 亜紀子	商工業団体	水戸商工会議所青年部

任期：2019年12月1日から2021年11月30日まで

令和元年度実施事業

1 男女平等参画に関する学習機会の提供

(1) 男女平等参画塾

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
7月31日(水) 14:00～16:00	夏休み！親子で学ぶ WEN-DO 講座～子どもと学ぶ，危険から身を守る方法！～	橋本明子(リアライズYOKOHAMA代表)	11組	24	5	19	6
2月29日(土) 10:00～12:00	「おひとりさま」で生きる～ミドル世代おひとりさま～	高村浩子(ファイナンシャルプランナー)	40	コロナにより中止			

(2) 男女平等参画専門講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
2月26日(水) 13:30～16:30	うわさのSDGsカードゲーム～経済・環境・社会のスパイラル。変えるのはあなた～	工藤敬子(カードゲーム2030SDGsファシリテーター)	40	コロナにより中止			

(3) 男性対象講座(ワーク・ライフ・バランス講座と併せて開催)

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
2月8日(土) 14:00～15:30	介護する男性のあるあるを知ろう～ジェンダーの視点から「息子介護の時代」を考える～	平山亮(東京都健康長寿医療センター研究所 研究員)	30	25	11	14	—

(4) 子ども対象講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
7月17日(水) 14:40～15:20	自分らしい職業に就くために～固定観念や性別にとらわれない職業選択について～	出頭愛子(茨城県女性プラザ社会教育主事)，ゲスト富永高章(保育士)，荒金香織(消防士)	石川中学校	78	—	—	—

(5) ワーク・ライフ・バランス講座(男性対象講座と併せる)

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
2月8日(土) 14:00～15:30	介護する男性のあるあるを知ろう～ジェンダーの視点から「息子介護の時代」を考える～	平山亮(東京都健康長寿医療センター研究所 研究員)	30	25	11	14	—

2 女性活躍推進事業

(1) 就業支援講座

日時	内容	講師	募集人員	参加者			託児人数
				総数	男性	女性	
11月21日(木) 10:00～12:30	子育てママのマネープラン～大丈夫？今のままの将来設計～	高村浩子(ファイナンシャルプランナー)	30	18	0	18	11

(2) キャリアアップ講座

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
3月14日(土) 13:30~16:30	働く女性のための「女志塾」	内山瑞穂(J-kenshu代表)	35	コロナにより中止			

(3) 連携会議及びトップセミナー

連絡先	日 時	内 容	講 師	参加者		
				総数	男性	女性
水戸商工会議所	5月21日(火) 13:00~14:30	SDGsと企業戦略 —ジェンダーの視点から—	富田敬子(常磐大学学長)	38	28	10

(4) 市内事業所向け女性活躍推進ガイドブック研修会 本年度開催なし

(5) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナー

連携先	日 時	内 容	講 師	参加者		
				総数	男性	女性
水戸看護福祉 専門学校	2月28日(金) 15:00~16:30	男女共同参画とキャリアデザイン	工藤敬子((有)フェードイン 代表取締役)	コロナにより中止		
常磐大学	7月17日(水) 16:20~17:50	まちづくり論「SDGsから考える これからの男女共生」～幸せを感じ られる社会をつくるには～	工藤敬子((有)フェードイン 代表取締役), 砂金祐年(常磐 大学総合政策学部総合政策学 科准教授) 他2名	45	31	14
茨城大学	7月4日(木) 10:20~11:50	わたしのキャリアとワーク・ライ フ・バランス	清山玲(人文社会学部教授高 橋徹((株)カスミ執行役員)	106		
	7月11日(木) 10:20~11:50	わたしのキャリアとワーク・ライ フ・バランス	清山玲(人文社会学部教授), 光岡恵子((株)カスミ人事部 人事部労働採用担当), 佐藤麻衣 子(日本政策金融公庫), 上原純 大(水戸市市長公室政策企画課 政策審議室長)	119		

(6) 女性起業家によるセミナー及び相談交流会

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
11月16日(土) 13:30~16:30	女性のための私にもできる!本気 で起業 起業成功のためのヒント と TALK&TALK	増田紀彦((一社)起業支援ネッ トワーク NICE 代表理事), 和田ま ゆみ(WINE O' CLOCK 代表シニア ソムリエ), 黄剣青((株)広陽経営 者兼デザイナー), 林綾子(よろず 支援拠点コーディネーター), 森 貴行(日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業融資第二課長)	20	18	—	18	0
11月30日(土) 18:30~20:30	女性のための お店づくりセミナ ー	小野 剛 (ONO 設計室 代表 一 級建築士, インテリアプランナ ー)	15	15	—	15	0

(7) 行政懇談会の開催

日 時	内 容	講 師	参加者		
			総数	男性	女性
11月29日(金) 17:00~18:30	～女性起業家と市長との懇談会～	【コーディネーター】増田紀彦 (一社) 起業支援ネットワーク NICe 代表理事) 【パネリスト】磯 崎純子(おむすびや八助)坂内晃 子(和風ダイニング宮戸)田中芳 子(Yocicotan Cafe)根本好美(ス コールドルフィン)和田まゆみ (WINE O' CLOCK)	7	2	5

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 市職員向け性的マイノリティ研修

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
8月14日(水) 13:30~15:30	性別二元論再考～多様な性別表現 への合理的配慮～	西野明樹(一般財団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる 人々の会代表理事)	30	38	25	13	0

4 男女平等参画に関する市民協働事業の実施

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2019

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
9月1日(日) 13:30~15:40	女(ひと)と男(ひと)未来へつ なぐメッセージ「地方と政治と未 来」～自分らしく今を生きる ～	三浦瑠麗(国際政治学者)	250	308	—	—	4

(2) 男女平等参画推進月間映画祭

団 体	日 時	上 映 作 品	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
水戸女性会議	9月8日(日) 13:30~15:20	「六月燈の三姉妹」	250	90	—	—	0

(3) 男女平等参画推進月間市民企画講座

団 体	日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
					総数	男性	女性	
水戸女性フォー ラム	9月21日(土) 10:15~11:45	地域力 UP! 夢・仕事はひら めきから～起業でまちづく り～	佐々木美季((株) パパメイアン代表 取締役社長)	40	28	2	26	0
みと男女平等参 画を考える会	9月21日(土) 13:30~15:00	新しい令和の時代 ～政策決定の場に私たちの 力を!～	中村博美(常総市 議会議員)	30	29	5	24	0

「水戸の女性史」をつくる会	9月21日(土) 10:00~12:00	「水戸市男女平等参画基本条例」制定後20年を前に～新しい時代につなぐために～	田山知賀子(水戸市消費生活センター長) 山崎一希(茨城大学広報室) 米川久子(水戸の女性史をつくる会副代表)	30	31	3	28	0
NPO 消費者市民ネット21	9月28日(土) 13:30~15:30	21世紀の家族像～多様化する家族観と性～	酒井はるみ(茨城大学名誉教授)	30	24	0	24	0
(一社)大学女性協会茨城支部	9月29日(日) 10:00~12:00	共生社会：あなたとわたしの心のつながりを求めて～ジェンダーの視点から～	有賀絵里(茨城県地方自治研究センター研究員, 安藤みゆき(茨城女子短期大学教授)	40	35	2	33	0

(4) 市民団体との協働事業

団 体	日 時		内 容	講 師	募集人員	参加者			託児人数
						総数	男性	女性	
水戸女性フォーラム	7月20日(土) 9:00~10:00	協力	中心市街地クリーン作戦	—	—	112	—	—	—
	10月19日(土) 13:30~15:00	協力	みと考聞塾2019第1回 パパママじいじばあばと一緒に「抱っこしながらエクササイズ」	鈴木律子(ポストユアスタイリスト)	40	25	1	24	—
	11月16日(土) 13:30~15:30	協力	みと考聞塾2019第2回 パパママじいじばあば集まれ「0~100歳絵本で読みあい」コミュニケーションづくり	飯塚みどり(絵本専門士)	40	21	1	20	—
	11月20日(水) 8:10~17:00	協力	みと考聞塾2019第3回「女性の力を活かした地域防災」(バス研修視察)	山本みゆき(総務省消防庁消防団等充実強化アドバイザー)	40	42	0	42	—
	2月8日(土) 9:00~10:00	協力	中心市街地クリーン作戦	—	—	122	—	—	—
水戸女性会議	7月10日(水)	協力	先進地視察研修 日立市日鉦記念館・共楽館他	—	30	33	2	31	—
	2月6日(木)	協力	防災講演会～台風19号の被害状況から～	小林良導(防災・危機管理課長), 柏文子, 小坪美子	30	23	5	18	—
M・I・T・O21	12月6日(金)	協力	消費生活講演会「新時代を賢く生きる」食品ロスとSDGs	松本由美子(水戸市消費生活センター消費者教育支援員)	20	9	0	9	—
NPO 法人消費者市民ネット21	12月14日(土)	協力	「まちづくりのセンターに立つは女性」	横須賀徹(NPO法人消費者市民ネット21副代表理事)	30	30			—

5 男女平等参画推進に関する広報、情報提供

(1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

種類	内容	応募数
標語	最優秀作品1点, 優秀作品2点, 佳作3点	259 (前年度128)
写真	最優秀作品1点, 優秀作品2点, 佳作3点	23 (前年度14)

(2) 情報誌「びよんど」編集発行

- ・46号(8月発行)特集 みとちゃんが教えてくれるひらおとひとこの男女のヒミツ7
- ・47号(3月発行)特集 SDGs知っていますか 男女平等参画とSDGsについて

6 ロールモデルとなる女性及び組織等への支援

(1) 男女平等参画社会づくり功労賞

部門	個人の部	団体の部	事業所の部
受賞者	大崎(富田)敬子	農産加工センター「かたくり市」 利用組合	(株)旭物産

(2) 女性人材バンク登録事業

登録期間	内容	登録者数
平成30年10月1日～ 令和年9月30日	・市内に居住し, 在学し, 又は勤務する18歳以上の者 ・まちづくり, 教育・スポーツ, 保健・福祉の分野等についての 識見, 専門的な資格又は市民活動等の実績を有する者	42名

7 男女平等参画を阻害する相談・性的マイノリティに関する電話相談の実施

男女平等参画を阻害する相談に対し, 水戸市男女平等参画基本条例第18条に基づき対応するとともに, 関係機関との情報共有及び連携強化を図った。また, 性的マイノリティに関する電話相談を8月から実施した。

8 水戸市男女平等参画センターの運営

(1) 男女平等参画センター登録団体の活動支援

男女平等参画センターに登録している団体の活動の安定及び向上を図るため, 男女平等参画センターミーティングルームの利用等について支援するとともに, 団体の要請に応じて, 必要な相談・助言を行った。

(2) 男女平等参画に関する情報収集及び提供

関連資料, 書籍等の収集に努め, 男女平等参画センター図書資料室において資料等の公開, 提供を行った。

令和2年度事業計画

<男女平等参画センター事業>

運営方針

男女平等参画社会の実現に向け、その目的の達成に向けた各種事業の一層の充実に努めるとともに、市民や市民団体等の活動を支援し、さらに市民団体等と連携・協働を積極的に図る。

事業内容

1 男女平等参画推進事業

(1) 男女平等参画塾 「WEN-DO講座」(護身術講座) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
国の施策等を考慮しながら、男女平等について認識・理解を深め、男女平等参画社会づくりに向け
て人材を養成する。

(2) 男女平等参画専門講座

専門性の高い情報や事象について男女平等参画の視点を切り口に読み解く。または、男女平等につ
いて更に専門的な知識の習得を目指す。

(3) 男性対象講座

男性の家庭参画・生活的自立の促進を図る。

(4) 子ども対象講座

子どもの頃から男女平等参画の意識付けを図る。

(5) ワーク・ライフ・バランス講座

仕事とうまく向き合い、仕事と生活との折り合いをつけていくワーク・ライフ・バランスの考え方を
身につける講座を開催する。

2 女性活躍推進事業

(1) 就業支援講座

起業等新たなビジネスにチャレンジする女性を支援する目的で講座等を実施する。

(2) キャリアアップ講座

女性中堅社員の自覚と資質の向上を促し、職場での更なるチャレンジを支援する。

(3) ④事業所への人材不足解消セミナー

事業所等において、女性が活躍できる職場環境等の整備を図る。また、研修等の機会をとらえ、問
題点や改善の手法等の情報の共有を図る。

(4) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナーの開催

将来のキャリア形成を考える場を提供し、学生の意識改革及び啓発を図る機会とする。

(5) ⑨学生による政策提言

大学生が市長をはじめ市執行部に直接提言する場を体験することで、政策・方針決定過程への参画拡大の契機とする。

(6) ⑩仕事と育児の両立体験プログラム

大学、事業者と連携し、職場体験や従業員の家庭への訪問を通し、若者が仕事と家庭の両立を体験する機会を提供する。

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) ⑪誤解や偏見をなくすための取組の推進

市民や事業者に向け、講演会等を開催するほか、啓発資料を作成し、啓発を進める。

4 市民協働事業

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2020 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

男女平等参画推進月間のメイン事業として開催する。

(2) 月間映画祭 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

男女平等参画推進の意識向上を図るため、映像での啓発を行う。

(3) 推進月間市民企画講座（公募）

市民参加型の男女平等参画推進を図るため、NPO・市民団体等が企画した講座を募集する。また、市民団体等の講座企画力や運営能力を高め、活動の活性化を図るため、講座実績に係る経費の一部を支援する。

(4) 協働事業

男女平等参画の視点をいかした講座等を市民団体との協働により実施し、関連団体の育成とともに、男女平等参画課への意識の醸成に寄与することを目的として実施する。

5 広報事業

(1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

男女平等参画推進月間の趣旨の浸透を図るため、標語・写真作品を募集する。

(2) 情報誌「びよんど」発行

男女平等参画意識の醸成を図るため、年2回情報誌を編集発行する。

6 相談事業

- (1) 男女平等参画を阻害する相談に対し、水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき対応するとともに、関係機関と連携を図り対応する。
- (2) 性的マイノリティに関する相談に対し、専門相談員による月 1 回の電話相談とメール相談を実施する。

7 情報収集・提供事業

みと文化交流プラザ内男女平等参画センターに資料室を設置し、男女平等参画に関する関係資料・書籍の収集に努め、市民に公開提供を行う。

8 市民団体活動支援事業

男女平等参画センターを拠点施設として、利用団体として登録している市民団体の活動支援を行う。

9 男女平等参画推進委員会

水戸市男女平等参画基本条例に基づき、市長の諮問に応じて、男女平等参画に関する情報を収集し、啓発活動の状況を把握するとともに、男女平等参画を推進することを目的とする。

10 男女平等参画センター運営委員会

男女平等参画センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

令和2年度事業計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女平等参画等に関する	男女平等参画塾		中止	● WEN-DO講座					○おひとりさま			
	男女平等参画専門講座							○				
	男性対象講座								○			
	子ども対象講座									○		
	ワークライフバランス講座								○			
女性活躍推進事業	就業支援講座								○ 復職支援講座			
	キャリアアップ講座											○
	事業所への人材不足解消セミナー											●介護部門における働き方
	女性起業家セミナー相談会							○				
	仕事と育児の両立体験プログラム							○				
	学生対象キャリアセミナー									●茨城大学		●専門学校
	学生による政策提言									→○		
	市民・事業者向けのマイノリティ研修								○			
	ヒューマンライフィシボジウム					中止						
	推進月間映画祭					中止						
市民協働事業	推進月間市民企画講座						○					
	市民団体との協働事業											
	月間標語・写真コンテスト											
	情報誌びよんど編集発行											●
	男女平等参画社会づくり功労賞											●
ローレルモデルへの支援	女性人材バンク登録事業											
	男女平等参画を阻害する相談											
相談事業	性的マイノリティに関する相談											
	男女平等参画センターの運営											

●日付の確定した事業 ○日付未確定事業

令和2年度予算

(千円)

	2年度当初 予算額 (A)	元年度当初 予算額 (A)	増 減 (A)-(B)
報酬 (会計年度任用職員給与費及び委員会委員報酬等)	2,678	2,863	▲ 185
共済費 (会計年度任用職員社会保険料等)	702	653	49
報償等 (啓発講座講師謝礼等)	1,698	2,115	▲ 417
旅費 (日本女性会議出席等)	68	74	▲ 6
需用費 (消耗品費及び印刷製本費等)	1,212	906	306
役務費 (通信運搬費等)	284	320	▲ 36
委託料 (ヒューマンライフシンポジウム, 施設管理等)	3,107	2,306	801
使用料及び賃借料 (電話機リース代等)	102	47	55
負担金補助及び交付金 (補助金等)	244	244	0
合 計	10,095	9,528	567

○水戸市男女平等参画センター条例

平成22年 3 月24日

水戸市条例第 3 号

改正 平成26年12月22日条例第53号

平成27年 3 月24日条例第 9 号

平成27年 3 月24日条例第13号

水戸市男女文化センター条例（平成13年水戸市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、男女平等参画センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 男女平等参画社会の形成を推進するため、男女平等参画センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市男女平等参画センター

位置 水戸市五軒町 1 丁目 2 番12号

（平26条例53・一部改正）

（事業）

第 3 条 水戸市男女平等参画センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等参画社会の形成のための講演、講座、研修、展示等に関する事
- (2) 男女平等参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関する事
- (3) 男女平等についての相談及び助言に関する事
- (4) 男女平等に関する活動の支援に関する事
- (5) 男女平等参画社会の形成に向けた勤労女性及び勤労青少年の活動の支援に関する事
- (6) 施設の利用に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関する事

（平26条例53・一部改正）

（使用できる者）

第 4 条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通学し、又は通勤する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（使用の許可）

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条の2 使用者のうち大会議室の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・追加)

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平26条例53・追加)

(使用料の還付)

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平26条例53・追加)

(原状回復等)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第8条の規定により使用ができなくなった

ときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平26条例53・一部改正)

(目的以外の使用)

第10条 市長は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。この場合においては、第4条から第8条まで及び前3条の規定を準用する。

- 2 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・一部改正)

(損害賠償等)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(男女平等参画センター運営委員会)

第11条の2 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市男女平等参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平26条例53・追加)

(所掌事項)

第11条の3 委員会は、市長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要な事項について審議する。

(平26条例53・追加)

(組織)

第11条の4 委員会は、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(平26条例53・追加)

(任期)

第11条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例53・追加)

(委員長及び副委員長)

第11条の6 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(平26条例53・追加)

(会議)

第11条の7 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例53・追加)

(庶務)

第11条の8 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平26条例53・追加, 平27条例9・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

付 則 (平成26年12月22日条例第53号)

改正 平成27年3月24日条例第13号

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市男女平等参画センターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市男女平等参画センター条例の例により行うことができる。

(水戸市勤労青少年ホーム条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市勤労青少年ホーム条例 (平成4年水戸市条例第40号)

(2) 水戸市男女平等参画センター、勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例 (平成13年水戸市条例第6号)

(3) 水戸市勤労女性センター条例 (平成22年水戸市条例第4号)

(4) 水戸市男女平等参画センター条例の停止に関する条例 (平成23年水戸市条例第40号)

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市男女平等参画センター，勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は，改正後の第11条の4の規定により委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は，改正後の第11条の5の規定にかかわらず，平成27年11月14日までとする。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，付則第3項の規定は，公布の日から施行する。

別表（第8条の2，第10条関係）

（平26条例53・全改）

施設名	使用時間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
大会議室	6,500円	9,500円	12,000円	28,000円

みと文化交流プラザご案内

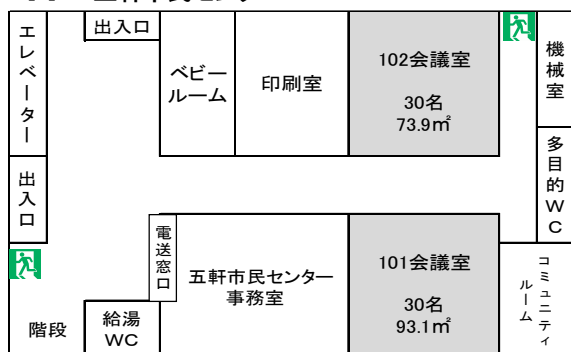
みと文化交流プラザは、五軒市民センター(1～3階)及び男女平等参画センター(4～6階)からなる複合施設です。

五軒市民センターは、五軒地区の地域コミュニティ活動の支援及び生涯学習活動の推進のための施設です。

男女平等参画センターは、男女平等参画社会の形成を推進するための施設です。

施設の概要

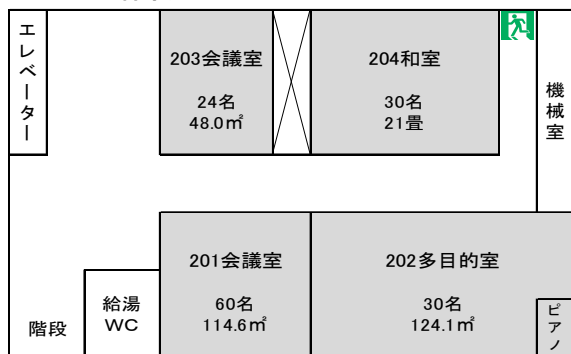
1F 五軒市民センター



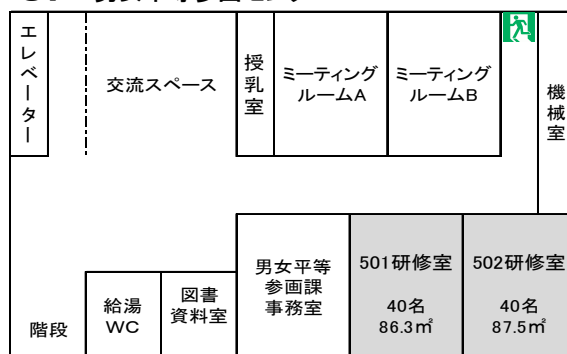
4F 男女平等参画センター



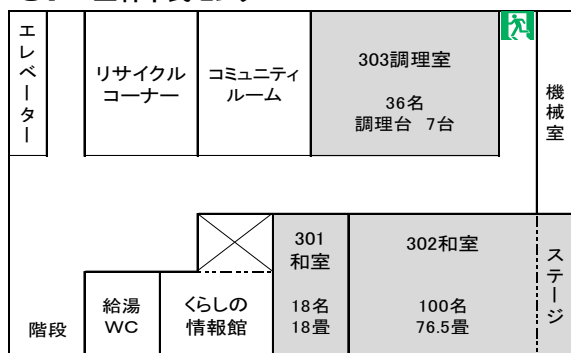
2F 五軒市民センター



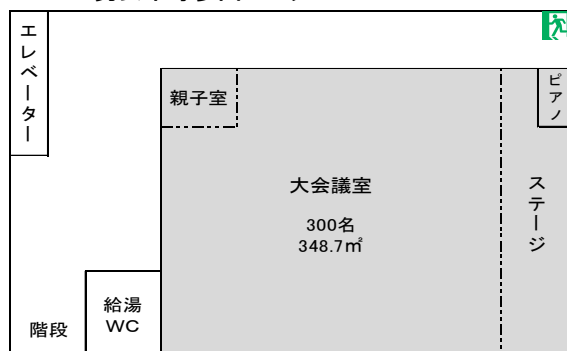
5F 男女平等参画センター



3F 五軒市民センター



6F 男女平等参画センター



開館時間

午前8時30分から午後10時まで

申請方法

使用日の2か月前(6階大会議室は3か月前)の日の属する月の初日から使用日の3日前まで(土日祝日を含まない)に、所定の申請書を提出してください。

ただし、施設の目的以外の使用の場合は、使用日の1か月前(6階大会議室は2か月前)の日の属する月の初日から使用日の3日前まで(土日祝日を含まない)です。なお、施設の目的以外の利用ができるのは、4階から6階までの部屋です。

施設をはじめて使用したい方は、お問合せください。

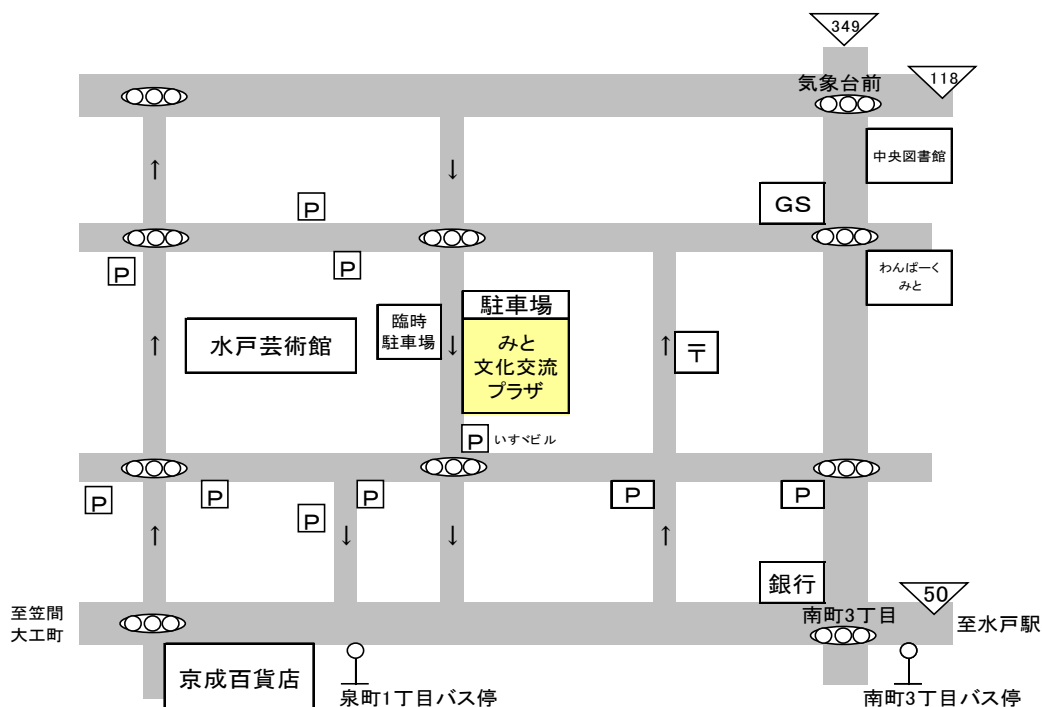
使用料

1階から5階までの部屋は、施設の目的に沿った使用の場合は無料です。ただし、施設の目的以外の使用(4階から6階のみ可)の場合は有料です。6階大会議室はすべて有料です。詳しくはお問合せください。

使用できない場合

次の場合は、施設の使用を許可できません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。



バスのご利用は、水戸駅北口から大工町方面行きバス、泉町1丁目バス停下車徒歩3分です。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。施設の駐車場が満車の場合は、近隣の民間駐車場(有料)をご利用ください。